令和8年度　町民みんなで推進するゼロカーボン事業補助金　対象機器等一覧表

対象機器等	補　助 対象者	対象要件	補助対象経費	補助金の算定	限度額	提出が必要な書類			
						1　交付申請（対象機器等の導入前に必要な手続）		2　実績報告（対象機器等の導入後に必要な手続）	
						共通の書類	左記に加えて必要な書類	共通の書類	左記に加えて必要な書類
太陽光発電システム （定義） 太陽電池を利用して太陽の光エネルギーを電気に変換する発電システムであり、太陽電池モジュール、接続箱、直流・交流側開閉器、パワーコンディショナー等で構成されたものをいう。	個人 または 事業者	次の各号のいずれの要件も満たすもの (1)太陽電池の最大出力合計値又はパワーコンディショナーの定格出力合計値のいずれかが2kw以上50kw未満（増設等の場合は既存分も含める。）の小出力発電設備であること。 (2)太陽光モジュールが一般財団法人電気安全環境研究所又はその他の中立かつ公正な第三者機関による認証を受けていること。 (3)発電した電気の全部又は一部を自家消費すること。	太陽電池モジュール、架台、接続箱、直流・交流側開閉器、電力変換装置（パワーコンディショナー等）、保護装置設置費、発生電力量計、余剰電力販売用電力量計、配線・配線器具、省エネナビ及びそれらの施工に要する経費	対象機器等の購入・設置に要する費用（消費税を含まない。）に3分の1を乗じて得た額（千円未満の端数は切り捨て）	１０万円	（1）補助金等交付申請書（音更町補助金等交付規則第6条関係・別記第1号様式） （2）補助金等交付申請書別紙 （3）個人の場合は、住民基本台帳に関する調査及び町税納入状況調査承諾書（別記第1号様式） （4）事業者の場合は、町税に未納がないことの証明書（完納証明書）の写し （5）対象経費の内訳が明記されている工事請負契約書、売買契約書、注文書、見積書又はカタログ等の写し （6）対象機器等を導入しようとする住宅等の位置図 （7）導入する対象機器等の仕様（形状、機種、規格、性能に係るカタログ値等）が確認でき、対象要件を満たしていることがわかるものの写し （8）自己が所有しない住宅等（共有を含む）に導入する場合は、町民みんなで推進するゼロカーボン事業補助金対象機器等設置承諾書（別記第2号様式） （9）事業者のうち、個人事業主の場合は開業届の写し、法人の場合は現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書の写し （10）その他町長が必要と認める書類（特段の理由がある場合のみ添付）	（1）太陽電池の最大出力及びパワーコンディショナーの定格出力の合計値が確認できるものの写し（別途提出する機器の仕様がわかる書類等で確認できる場合は不要） （2）太陽光発電システムの設置に係る図面（太陽光モジュールの面積、設置角度、設置方向、設置箇所及び架台の高さがわかるもの）の写し	（1）補助事業等実績報告書（音更町補助金等交付規則第15条関係・別記第9号様式） （2）補助事業等実績報告書別紙 （3）対象機器等の購入・設置に係る領収書（対象経費の内訳が記載してあるもの）の写し （4）対象機器等の設置状況を撮影した写真（全体がわかる写真と製造番号やナンバーが付されている場合はその部分がわかる近接写真） （5）補助金の振込先を証する書類（通帳の写しなど） （6）その他町長が必要と認める書類（特段の理由がある場合のみ添付）	しゅん工検査の試験記録書の写し
定置用蓄電池 （定義） 蓄電池部が、リチウムイオンが電極間を移動して起こる酸化還元反応により発生する電気的エネルギーを供給する充電式のリチウムイオン蓄電池又はリチウムイオン蓄電池と鉛蓄電池とを接続した蓄電池であり、蓄電池部及びパワーコンディショナー等の電力変換装置を備えたシステムとして一体的に構成されているものをいう。	個人 または 事業者	次の各号のいずれの要件も満たすもの (1)常時、太陽光発電システムと接続すること。 (2)公称蓄電容量が１kWh 以上であること。 (3)メーカー指定の環境条件に設置すること。	蓄電池本体、電力変換装置（パワーコンディショナー等）、配線、配線器具、その他付属機器及びそれらの施工に要する経費	対象機器等の購入・設置に要する費用（消費税を含まない。）に3分の1を乗じて得た額（千円未満の端数は切り捨て）	５万円		対象機器等を設置しようとする場所がわかる図面の写し又は現況写真		対象機器等の保証書の写し
電気自動車 （定義） 搭載された電池によって駆動される電動機を原動機とする自動車で、当該自動車に係る自動車検査証に燃料が電気であることが記載されているものをいう。	個人 または 事業者	次の各号のいずれの要件も満たすもの (1)自動車検査証の使用の本拠の位置が、町内の住所となる自動車であること。 (2)初度登録年月が補助金を申請する年度の４月以降であること。	車両本体に要する経費	対象機器等の購入・設置に要する費用（消費税を含まない。）に20分の1を乗じて得た額（千円未満の端数は切り捨て）	５万円		※共通の書類のみ		自動車検査証の写し
Ｖ２Ｈ充電設備 （定義） 電気自動車から電力を取り出すとともに、電気自動車に充電する装置をいう。	個人 または 事業者	次の各号のいずれの要件も満たすもの (1)電気自動車と住宅等とを分電盤を通じて電力を相互に供給するシステムであること。 (2)常時、太陽光発電システムと接続すること。	機器本体及びその施工に要する経費	対象機器等の購入・設置に要する費用（消費税を含まない。）に3分の1を乗じて得た額（千円未満の端数は切り捨て）	５万円		対象機器等を設置しようとする場所がわかる図面の写し又は現況写真		対象機器等の保証書の写し
ガスコージェネレーションシステム（エネファーム又はコレモ） （定義） 天然ガス又はＬＰガスを燃料として、エンジン又は燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱によって暖房又は給湯を行うシステムをいう。	個人	次の各号のいずれの要件も満たすもの (1)天然ガス又はＬＰガスを燃料とし、熱及び電気を供給するシステムであること。 (2)一般財団法人日本ガス機器検査協会が行うJIA製品認証によって形式認証された製品であること。 (3)寒冷地対応であること。 (4)発電した電気の全部又は一部を自家消費すること。	機器本体、貯湯ユニット、リモコン、配管、配線、配線器具及びそれらの施工に要する経費	対象機器等の購入・設置に要する費用（消費税を含まない。）に10分の1を乗じて得た額（千円未満の端数は切り捨て）	８万円		対象機器等を設置しようとする場所がわかる図面の写し又は現況写真		対象機器等の保証書の写し

令和8年度　町民みんなで推進するゼロカーボン事業補助金　対象機器等一覧表

対象機器等		補　助 対象者	対象要件	補助対象経費	補助金の算定	限度額	提出が必要な書類			
							1　交付申請（対象機器等の導入前に必要な手続）		2　実績報告（対象機器等の導入後に必要な手続）	
							共通の書類	左記に加えて必要な書類	共通の書類	左記に加えて必要な書類
高効率給湯器（いずれか一つのみ申請可）	**潜熱回収型給湯器** **（エコジョーズ）** （定義） 潜熱を回収することにより熱効率を上げるガス給湯暖房機をいう。	個人	次の各号のいずれの要件も満たすもの (1)潜熱を回収するための熱交換器を備えていること。 (2)日本工業規格（JIS S2075）に基づく熱効率が90%以上であること。 (3)寒冷地対応であること。	給湯暖房機本体、リモコン、据置台、給排気装置、配管、配線、配線器具及びそれらの施工に要する経費	対象機器等の購入・設置に要する費用（消費税を含まない。）に10分の1を乗じて得た額（千円未満の端数は切り捨て）	3万円	（1）補助金等交付申請書（音更町補助金等交付規則第6条関係・別記第1号様式） （2）補助金等交付申請書別紙 （3）個人の場合は、住民基本台帳に関する調査及び町税納入状況調査承諾書（別記第1号様式） （4）事業者の場合は、町税に未納がないことの証明書（完納証明書）の写し （5）対象経費の内訳が明記されている工事請負契約書、売買契約書、注文書、見積書又はカタログ等の写し （6）対象機器等を導入しようとする住宅等の位置図 （7）導入する対象機器等の仕様（形状、機種、規格、性能に係るカタログ値等）が確認でき、対象要件を満たしていることがわかるものの写し （8）自己が所有しない住宅等（共有を含む）に導入する場合は、町民みんなで推進するゼロカーボン事業補助金対象機器等設置承諾書（別記第2号様式） （9）事業者のうち、個人事業主の場合は開業届の写し、法人の場合は現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書の写し （10）その他町長が必要と認める書類（特段の理由がある場合のみ添付）	対象機器等を設置しようとする場所がわかる図面の写し又は現況写真	（1）補助事業等実績報告書（音更町補助金等交付規則第15条関係・別記第9号様式） （2）補助事業等実績報告書別紙 （3）対象機器等の購入・設置に係る領収書（対象経費の内訳が記載してあるもの）の写し （4）対象機器等の設置状況を撮影した写真（全体がわかる写真と製造番号やナンバーが付されている場合はその部分がわかる近接写真） （5）補助金の振込先を証する書類（通帳の写しなど） （6）その他町長が必要と認める書類（特段の理由がある場合のみ添付）	対象機器等の保証書の写し
	ＣＯ２冷媒ヒートポンプ給湯器 **（エコキュート）** （定義） ヒートポンプ技術を利用して空気の熱で湯を沸かすことができる電気給湯器及び電気給湯暖房機のうち、冷媒として二酸化炭素を使用するものをいう。	個人	次の各号のいずれの要件も満たすもの (1)日本工業規格（JIS C9220）に基づく年間給湯保温効率、又は年間給湯効率が2.7以上であること。 (2)寒冷地対応であること。	ヒートポンプユニット、貯湯タンク、架台、リモコン、防雪設備、脚部カバー、配管、配線、配線器具及びそれらの施工に要する経費	対象機器等の購入・設置に要する費用（消費税を含まない。）に10分の1を乗じて得た額（千円未満の端数は切り捨て）	3万円		対象機器等を設置しようとする場所がわかる図面の写し又は現況写真		対象機器等の保証書の写し
	高効率石油給湯器 **（エコフィール）** （定義） 排ガス中の熱を回収することにより熱効率を上げる石油給湯器をいう。	個人	次の各号のいずれの要件も満たすもの (1)潜熱を回収するための熱交換器を備えていること。 (2)日本工業規格（JIS S2075）に基づく熱効率が90%以上であること。 (3)寒冷地対応であること。	給湯器本体、リモコン、配管、配線、配線器具及びそれらの施工に要する経費	対象機器等の購入・設置に要する費用（消費税を含まない。）に10分の1を乗じて得た額（千円未満の端数は切り捨て）	3万円		対象機器等を設置しようとする場所がわかる図面の写し又は現況写真		対象機器等の保証書の写し
堆肥化等設備（いずれか一つのみ申請可）	**生ごみ処理機** （定義） 乾燥方式、微生物分解方式及びディスポーザ型で、生ごみの減量化が促進できるものであって、電気を動力として用いるものをいう。	個人	ディスポーザ型の場合は、次の各号のいずれの要件も満たすもの (1)事前に町が設置・使用について承認したものであること。 (2)音更町指定設備事業者が施工するものであること。	機器本体に要する経費。ただし、ディスポーザの場合は施工に要する経費も含む	対象機器等の購入・設置に要する費用（消費税を含まない。）に2分の1を乗じて得た額（千円未満の端数は切り捨て）	2万円		ディスポーザ型の場合は、町が設置を承認したことがわかる書類の写し		対象機器等の保証書の写し
	コンポスター （定義） 悪臭・害虫等が外部に発散しない構造及び材質で、生ごみ堆肥化・減量化が促進できるコンポスト式容器及び有用微生物群の活動を利用し生ごみを発酵させて堆肥化させる密閉式容器であって、電気を動力として用いないものをいう。	個人	別に補助対象機器等として位置付けのある電気を動力として生ごみを処理するものでないこと。	資材本体に要する経費	対象機器等の購入に要する費用（消費税を含まない。）が2千円以上の場合は一律2千円とし、2千円未満の場合は、その百円未満を切り捨てた額	2千円		※共通の書類のみ		※共通の書類のみ

【留意事項】

注1）町が補助金の交付を決定した後に導入した未使用品に限り補助対象。

注2）同一の対象機器等について、過去に本補助金の交付を受けたことがある場合は、申請不可（太陽光発電システムについては、町が実施していた同機器への補助制度による交付を含む）。

注3）同一の対象機器等に対する補助申請は、同一の申請者につき1回まで。異なるものをそれぞれ申請することは可。ただし、高効率給湯器と堆肥化等設備の補助申請は、いずれか1つをそれぞれ1回まで。